

第 5 期穴水町障害者計画
第 7 期穴水町障害福祉計画
第 3 期穴水町障害児福祉計画

令和 6 年 3 月

目 次

第5期穴水町障害者計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨..... 1
- 2 計画の位置づけと期間..... 1
- 3 計画の推進体制..... 2

第2章 穴水町の現状

- 1 人口の状況..... 3
- 2 障害者（児）の状況..... 4
 - （1）身体障害者（児）の状況
 - （2）知的障害者（児）の状況
 - （3）精神障害者の状況
 - （4）障害福祉サービス受給者証交付者数
 - （5）障害児の状況
 - （6）特定疾病（難病）患者の状況
- 3 ニーズ等の把握について..... 10

第3章 計画の考え方

- 1 基本理念..... 12
- 2 基本目標..... 13
- 3 施策の体系..... 14

第4章 第7期穴水町障害福祉計画..... 16

- 1 障害福祉サービス等提供体制の確保に係る目標
- 2 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保の方策
- 3 地域生活支援事業の実施に関する事項

第5章 第3期穴水町障害児福祉計画..... 37

- 1 障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の見込量と確保の方策
- 2 障害児支援等の提供体制の整備

資料編..... 40

- 資料1 計画策定委員会設置要綱
- 資料2 計画策定委員会の開催状況
- 資料3 計画策定委員

第 5 期穴水町障害者計画

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国における障害者施策では、措置制度から始まり、支援費制度、障害者自立支援法に基づく制度、障害者総合支援法に基づく制度と大きく変動してきました。

「共生社会の実現」「可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられる」等の基本理念を定めた障害者総合支援法の中には、障害のある人が、住み慣れた場所で支援を受けながら生活ができ、社会参加や自己決定を行うことができる等、障害の有無によって分け隔てられることのない「共生社会」を目指すため、新しい障害福祉サービスの提供や、地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備など、地域で暮らすために必要な支援体制を整えるよう施策を展開しています。

本町では、「町民一人ひとりが、障害のある人もない人も分け隔てなくあたりまえに暮らせる『ノーマライゼーション社会』の創造」を目指して、県や能登北部圏域の市町と連携しながら障害者施策の展開を図ってきました。

本計画は、これまでの施策の評価と現状を把握し、制度改革に留意しながら、より一層の障害福祉の向上を目指し、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的な計画として策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

穴水町障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画であり、穴水町障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に関する方策などを示す実施計画、穴水町障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条に基づく指定通所支援や指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る方策を示す実施計画として位置づけられます。

策定にあたっては、障害者基本計画（第 5 次）及び基本指針、石川県の「いしかわ障害者プラン 2019」を踏まえ策定しています。

また、穴水町が進めるまちづくりの基本方針である「第 2 期穴水町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、「第 3 期穴水町地域福祉計画」の内容とも整合性を図っています。

年度 計画名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
国	障害者基本計画	4次		5次						
		→		←		→				
石川県	いしかわ障害者プラン	2019			2024					
		→		←		→				
穴水町	総合計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略	2期				3期				
	→		←		→		→		→	
	地域福祉計画	2期		3期					4期	
	→		←		→		→		←	
	障害者計画	4期			5期					
→		←		→		→		→		
障害福祉計画	6期			7期			8期			
←		→		←		→		←		
障害児福祉計画	2期			3期			4期			
←		→		←		→		←		

3 計画の推進体制

(1) 普及啓発

障害福祉制度や正しい知識について、広報やホームページなどの様々な媒体を活用して周知し、適切な情報提供と円滑なサービス提供を行います。

(2) 連携強化

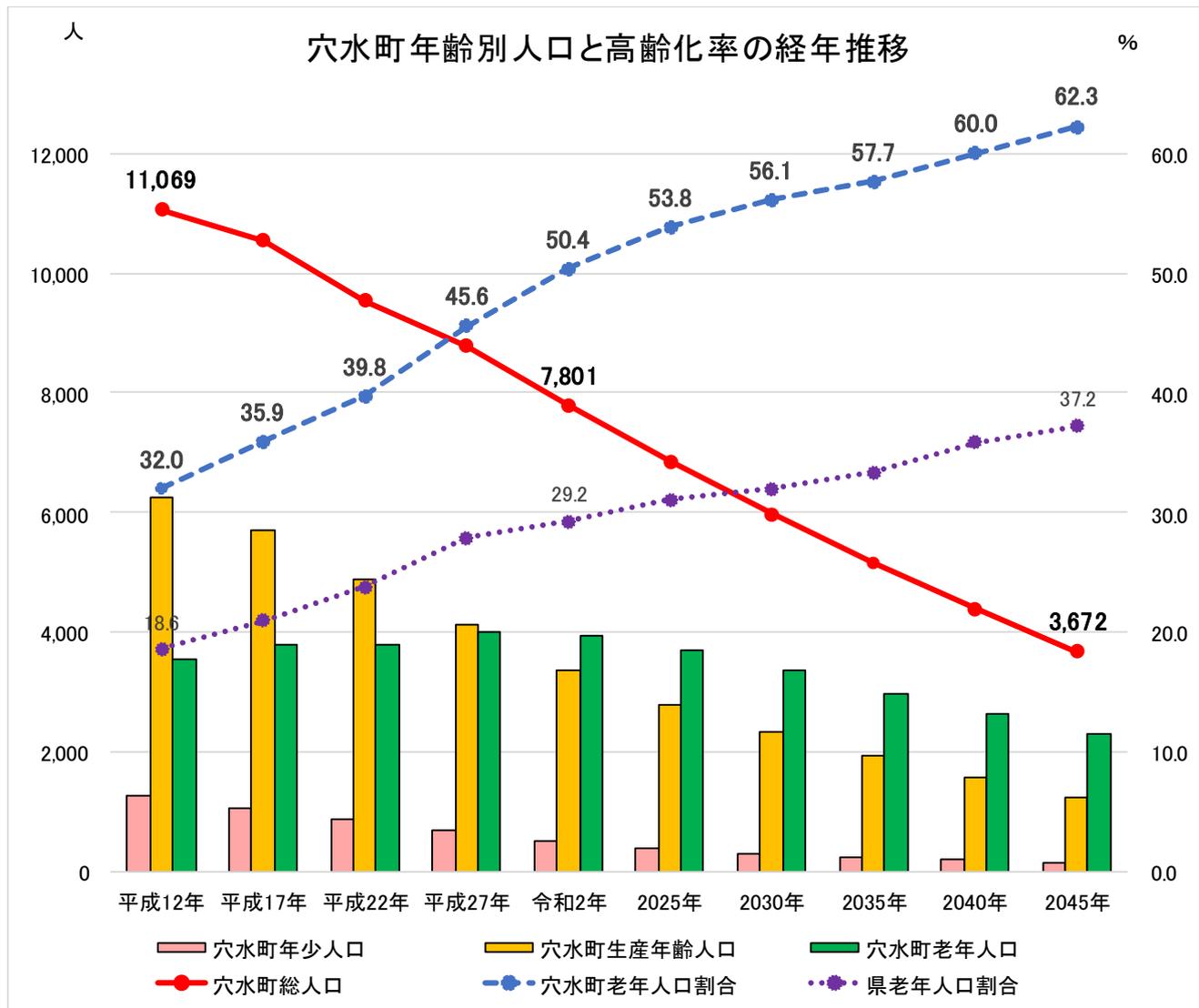
地域社会を構成する町民、家庭、関係機関等と連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して障害者福祉施策に取り組みます。また、能登北部圏域自立支援協議会を活用し、障害のある人を支える関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討を行います。

(3) 進行管理

国の基本指針を踏まえ、計画の各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況をPDCAサイクルで点検・評価・改善策の検討を行います。

第2章 穴水町の現状

1 人口の状況



資料：石川県衛生統計年報、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地区別将来推計人口」

2000年（平成12年）における穴水町の総人口は、1万人を超えていましたが、2045年には3,672人にまで減少すると推計されています。

穴水町の年齢構成別人口の経年推移をみると、「年少人口」及び「生産年齢人口」は減少しており、経年的に増加していた「老年人口」は2015年に「生産年齢人口」を超えてピークに達し、以降経年的に減少していくと推計されています。

穴水町の高齢化率は年々上昇し、かつ石川県の高齢化率を大きく上回っています。令和2年には50%を超え、さらに2040年には60%を超えると推計されています。

2 障害者（児）の状況

（1）身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者は年々減少しており、年齢階級別で見ると、高齢者の割合が79%となっています。

◆穴水町の身体障害者手帳交付 年齢構成別の推移（上段：人、下段：%）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	3	3	2	3	2
18～64歳	102	93	82	79	76
65歳以上	340 (76.4)	324 (77.1)	317 (79.0)	311 (79.1)	287 (78.6)
総数	445	420	401	393	365

資料：穴水町障害福祉システム

身体障害者手帳所持者を等級別にみると、1・2級の重度障害者が最も多く、全体の約半数を占めています。次いで3・4級の中度者が多くなっています。

◆穴水町の身体障害者手帳交付 等級別の推移（人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	169	155	139	129	118
2級	58	57	54	56	47
3級	81	80	81	85	81
4級	94	91	93	93	90
5級	16	16	18	15	14
6級	27	21	16	15	15
合計	445	420	401	393	365

資料：穴水町障害福祉システム

◆穴水町の身体障害種別及び年齢構成別の推移

(人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0
	18～64歳	5	2	2	3
	65歳以上	15	18	18	15
	計	20	20	20	18
聴覚・平衡 機能障害	18歳未満	2	1	1	0
	18～64歳	8	6	6	5
	65歳以上	36	29	30	29
	計	46	36	37	34
音声・言語・ そしゃく 機能障害	18歳未満	0	0	0	0
	18～64歳	2	2	1	1
	65歳以上	3	4	4	2
	計	5	6	5	3
肢体不自由	18歳未満	1	1	1	1
	18～64歳	51	47	45	41
	65歳以上	147	148	146	139
	計	199	196	192	181
内部障害	18歳未満	0	0	0	0
	18～64歳	27	25	25	25
	65歳以上	123	118	115	102
	計	150	143	140	127

資料：穴水町障害福祉システム

◆再掲 内部障害の内訳の推移

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
心臓	102	96	94	88
腎臓	33	31	27	22
呼吸器	2	3	4	3
肝臓	0	0	0	1
膀胱・直腸	13	13	15	13
合計	150	143	140	127

身体障害者手帳を障害種別で見ると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」が多くなっています。

令和4年度新規申請は16件です。内訳は、65歳以上が12件、内部障害が11件となっています。

(2) 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数は横ばいです。

年齢構成別では、18～64歳の割合が8割です。

◆穴水町の療育手帳交付 年齢構成別の推移 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	6	6	7	6
18～64歳	53	52	53	51
65歳以上	11	7	8	10
総数	70	65	68	67

資料：穴水町障害福祉システム

療育手帳所持者数を等級別にみると、「A（最重度・重度）」「B（中度・軽度）」どちらもほぼ変動がありません。

◆穴水町の療育手帳交付 等級別の推移 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1判定	10	10	11	11
A2判定	13	12	13	14
B1判定	31	29	28	28
B2判定	16	14	16	14
合計	70	65	68	67

資料：穴水町障害福祉システム

(3) 精神障害者の状況

精神保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数は、横ばいです。

◆穴水町の精神障害者保健福祉手帳の等級別の推移 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	2	2	1	1
2級	44	49	60	59
3級	1	1	2	0
合計	47	52	63	60

資料：穴水町障害福祉システム

◆穴水町の自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数の推移 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療受給者	113	126	122	144

資料：穴水町住民福祉課

(4) 障害福祉サービス受給者証交付者数

障害福祉サービス受給者数は100名程で横ばいです。

◆穴水町の障害福祉サービス受給者証交付者数の推移 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者証交付者数	111	102	106	109

資料：穴水町障害福祉システム

(5) 障害児の状況

◆ 保育所・認定こども園における在籍児数と障害児数

障害児（障害手帳所持）は、町内認定こども園に1名在籍しています。

	施設数 (箇所)	在籍児数 (人)	在籍児のうち 障害児数(人)
(私立)保育所	1	26	0
(私立)認定こども園	2	115	1
(町外)管外委託保育所	7	10	0

令和5年4月1日現在 資料：子育て健康課

◆ 特別支援学級の在籍者数

本町には小学校が2校、中学校が1校あります。小学校全体で特別支援学級在籍者数は6名で、中学校の特別支援学級在籍者数は4名です。

	学校数 (ヶ所)	在学者数 (人)	特別支援学級在籍者数(人)	
			知的	情緒
小学校	2	207	3	3
中学校	1	114	2	2

令和5年4月1日現在 資料：教育委員会事務局

◆ 特別支援学校の在籍者数

本町には特別支援学校はありませんが、七尾特別支援学校輪島分校に3名、石川県立いしかわ特別支援学校に1名が在籍しています。

(人)

	小学部	中学部	高等部	合計
七尾特別支援学校 輪島分校	1	1	1	3
石川県立いしかわ 特別支援学校	0	0	1	1

令和5年4月1日現在 資料：教育委員会事務局

(6) 特定疾病（難病）患者の状況

高齢者の難病患者が、74%を占めています。

特定疾病の申請は石川県能登北部保健福祉センターのため、町では生活に支障が出てきた際に本人や家族から相談が寄せられ、個別の対応をしています。

◆特定疾患医療受給者

年齢	人数	
		うち人工呼吸器装着者
18歳未満	0	0
18～64歳	23（26%）	0
65歳以上	65（74%）	1
総数	88	1

令和5年3月31日現在 資料：石川県能登北部保健福祉センター

3 ニーズ等の把握について

これまでの計画策定におけるニーズ等の把握方法を振り返り、障害特性に応じたニーズ把握について検討をしました。

対象者は、介護認定者を除く手帳所持者等の 204 名です。

記述式アンケートに答えられない対象者のニーズについても反映できるように、障害福祉データや相談等でのヒアリング及び事業所等からのデータ集計による実態把握をしました。

◆ 5 期・6 期障害福祉計画におけるアンケート調査のまとめ

地域共生 社会	障害者の相談先、相談のしにくさ
	精神障害について、病気の理解がないことが残念、啓発、職場の障害の理解、権利擁護・偏見や差別をなくし正しい理解を
	障害者が活躍できる場、障害者にかかわらず交流する場が欲しい
	障害の子どもの支援充実を希望
経済面	経済的な不安、障害者医療費補助制度について
病院	通院困難、交通費助成
拠点整備	家族・親亡き後への不安
制度	申請や書類が多い、簡略化してほしい
その他	アンケートが不快、無駄だ、答えられない、介護認定者
	良くしてもらっている、不満がない

◆ ニーズ把握 対象者 204 名の内訳（重複あり）

項目	人	割合
身体障害者手帳所持者	83	40%
療育手帳所持者	67	32%
精神保健福祉手帳所持者	61	30%

◆ ニーズ把握①生活環境

項目	人	割合	項目	人	割合
町内（自宅）	110	54%	町外（グループホーム）	17	8%
町内（賃貸住宅）	20	10%	町外（施設）	11	5%
町内（グループホーム）	5	3%	病院（入院）	10	5%
町内（施設）	20	10%	その他（養護施設等）	11	5%

◆ニーズ把握②支援者の存在

項目	人	割合	項目	人	割合
相談支援専門員	107	52%	成年後見人	9	4%
施設職員	111	54%	病院（医師・看護師）	84	41%
家族	127	62%	その他	17	8%

◆ニーズ把握③支援の内容

項目	人	割合	項目	人	割合
移動・動作の支援	28	13%	健康管理の支援	107	52%
日常生活の支援	46	22%	行動面の支援	68	33%
意思疎通の支援	69	34%	金銭管理の支援	31	15%
外出支援	10	5%	医療的支援	32	15%
家事の援助	17	8%	その他の支援	92	45%

◆ニーズ把握④収入源

項目	人	割合	項目	人	割合
仕事による収入	33	16%	仕送り	2	1%
年金（障害年金含む）	111	54%	生活保護	7	3%
手当（特別障害者手当等）	10	5%	その他	41	20%

◆ニーズ把握⑤仕事面

項目	人	割合	項目	人	割合
会社等に勤めている（正社員）	31	15%	自営業・内職	2	1%
会社等に勤めている（正社員以外）	7	3%	その他	18	8%
福祉サービス事業所で福祉就労	36	17%	無職	110	54%

◆ニーズ把握⑥医療費補助制度の利用

項目	人	割合	項目	人	割合
心身障害者医療費助成	109	53%	自立支援医療（精神通院）	42	28%

◆ニーズ把握⑦その他

職場の人間関係や不適應で病気になり休みたい。
県外に住んで働きたい。
町外の子どもの家で暮らしているが申請等手続きができない。
家族が元気なうちに金銭管理をしてくれる後見人をつけたい。
健康に不安があるので施設で安心して暮らしたい。
施設に行かずできるだけ自宅で暮らしたい。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

町民一人ひとりが、障害のある人もない人も分け隔てなくあたりまえに暮らせる「ノーマライゼーション社会」の創造を基本理念とします。

《この基本理念は、次に掲げる5つの視点により形成されています。》

◇ 自己決定の推進：支援の選択を含め障害者自身の決定を重視する

障害者も一人の生活主体者として生き、自分のことは自分で決める権利を有します。判断や決定に際して、障害の種類や程度に応じた支援を受けながら、障害者自身が自ら望む生活目標や生活様式を選択し、自らの人生や生活のあり方を自らの責任において決定することができる社会の仕組みづくりを目指します。

◇ 自立生活の推進：障害者自らが生活の主体者として自己実現を図る

障害者が自立した生活を送れる社会とは、障害者一人ひとりが人間としての尊厳や権利を擁護され、地域であたりまえに暮らすことができる社会です。障害者が必要な支援やサービス等を利用しながら、地域の中で生き生きとくらししていくことができるよう、町民一人ひとりがお互いに助け合い支え合う地域社会づくりを目指します。

◇ リハビリテーションの推進

リハビリテーションを推進することにより、障害によって失われた機能の回復に留まらず、障害者一人ひとりに残っている身体的能力を伸ばして機能の補完を図るとともに、福祉機器、環境（物的、人的）等の外部資源を有効に活用して、「生活の質」、「人生の質」を高めていくことを目指します。

◇ 社会のバリアフリー化の推進

住宅、道路、公共交通機関等の生活基盤や、公共施設、商業施設等における障壁を解消するハード面のバリアフリーと、障害に対する理解を深めることにより

「こころ」の障壁を解消するソフト面のバリアフリーを推進します。このようにして、障害者のみならず、高齢者を含む全ての人々にとって住みやすいバリアフリー社会の形成を目指します。

◇ 障害児発達支援の推進

地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供を推進します。障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を目指します。

2 基本目標

基本理念を実施するため、本町における障害者の現状と課題などを踏まえ、基本目標を定めます。

基本目標 1 障害を理解し障害者の権利を守る仕組みづくり

地域共生社会の実現に向けて、障害のある人もない人もお互いをより理解し、障害者の権利を守る仕組みづくりを行います

基本目標 2 地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくり

障害のある人も安心して暮らし続けられる仕組みや体制の構築、環境の整備を行います

基本目標 3 障害者が活躍できる地域づくり

障害のある方が地域とのつながりを保ちながら、就労の支援や社会活動参加の支援等により、障害者が活躍できる地域をつくりま

3 施策の推進

基本目標に定めた目標の達成のため、本町では次の取り組みを行います。

基本目標 1 障害を理解し障がい者の権利を守る仕組みづくり

主な施策① 障害の理解促進

障害のある人を取り巻く地域の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけでは解決できるものではありません。障害があることで差別や嫌な思いをされ「生きづらさ」を感じている人がいます。障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、障害のある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合い、障害に対する理解を深め、「地域共生社会」の実現に向け啓発活動や、合理的配慮の提供の促進を行う必要があります。

主な施策② 障害者への虐待防止、差別解消

主な施策③ 権利擁護の推進

障害のある人やその家族は要望や願いを伝える機会や手段が少なく、また情報が不足しており、自己決定を適切にすることが難しくなっています。

障害のある人への差別や虐待は潜在的に存在し、就労先や学校、施設や地域の中で気付かないうちに起きてしまうことがあります。障害のある人への社会的障壁を取り除き、個人の尊厳を守るため権利擁護の推進、障害者への差別や偏見についての相談窓口の設置や支援の取組が必要です。

基本目標 2 地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくり

福祉サービスを利用したいが手続き方法がわからない、どこに相談して良いかわからないといった声もあり、当事者の状況にあった情報の提供ができないことが課題となっています。障害福祉サービスの相談件数は増加しており、また相談内容が多様化・複雑化する中で障害者相談支援専門員の役割は大きく、さらに充実した支援が行えるように行政、事業所、当事者、関係団体の連携、相談体制を強化する必要があります。

主な施策① 相談窓口の整備

福祉に関する相談窓口を整備し、広報等による周知を図ります。

主な施策② 適切な情報提供

利用できる制度は多岐にわたり、使える組み合わせも様々で、わかりにくいいため、当事者にあった情報を提供するためのより良い方法について検討します。

主な施策③ 相談支援事業所との連携・体制強化

基本目標 3 障害者が活躍できる地域づくり

主な施策① 就労への支援

障害者に対する就労支援については、障害特性を考慮し、対人関係がうまくいくための学ぶ機会の充実が必要です。当事者の状況に応じた社会生活に向けての就労支援、一般就労への移行が課題となっています。また、相談窓口がわかりにくいことも課題となっています。

主な施策② 情報・コミュニケーション支援施策の充実

障害者が地域とのつながりをどのような形で行っていくかが課題となっています。また、町内から特別支援学校等へ通う子どもたちと地域の同年代の子どもたちとのつながりを保つことも必要です。社会活動へ参加する上で、情報の保障も必須であり、コミュニケーション支援への取組も必要となります。

主な施策③ 社会活動への参加支援

障害者の社会活動への参加は、障害の程度により活動内容・範囲は異なります。参加したくても支援者がいない、移動手段がないため参加できない、そもそも参加できるイベントがないなどの課題があります。町祭や文化祭、スポーツ大会等へ参加促進を行います。また地域活動支援センターを活用し社会との繋がりをつくり、ボランティアの養成を行います。

第 4 章 第 7 期穴水町障害福祉計画

1 障害福祉サービス等提供体制の確保に係る目標

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和 8 年度を目標年度として、次の目標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和 8 年度の目標値

第 7 期計画では、「国の基本指針」や石川県の基本指針を踏まえ、当町の実情に応じて設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

地域生活移行者数：令和 4 年度末施設入所者数の 6 % 以上

施設入所者数：令和 4 年度末施設入所者数から 5 % 以上削減

【町の目標】

令和 4 年度の実績：施設入所者数 27 人、地域生活移行者数 1 人

地域生活移行者数：2 人（7.4%）

施設入所者数：26 人（3.7%）削減数：1 人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上
--

精神病床における 1 年以上入院患者数

精神病床における早期退院率：3 か月後 68.9%以上、6 か月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上
--

【町の目標】

令和4年度の実績：協議の場 1回

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による設置した協議の場で、さらなる協議を進め、誰もが安心して暮らすことができるよう地域共生社会の実現を目指します。

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

各市町村において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上支援の実勢等を踏まえ運用状況の検証・検討

強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備

【町の目標】

令和4年度の実績：地域生活支援拠点体制 14か所

令和5年度までに整備した地域生活支援拠点体制の拡充や体制の見直しを行います。強度行動障害を有する者に関して、圏域においてニーズの把握や体制整備を検討します

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上

一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上

就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上

就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：全体の2割5分以上

【町の目標】

令和4年度の実績：一般就労への移行者数 0人

一般就労への移行者数：2人(2倍)

就労移行支援事業利用者数：1人

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上

障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1か所以上確保

医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【町の目標】

児童発達支援センターの設置・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保・重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保・医療的ケアが必要な障害児支援のための協議の場の設置は圏域で検討します

(6) 相談支援体制の充実・強化

【国の基本指針】

各市町村における基幹相談支援センターの設置等

協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

【町の目標】

基幹相談支援センター機能の体制強化に努め、圏域で検討します

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

障害福祉サービスの質向上のための体制を構築

【町の目標】

各種研修に積極的に参加し、職員の自己研鑽に努めます

自立支援給付事業の見込み量と実施状況

(1) 訪問系サービス

■サービスの概要

名称	サービス内容	対象者等
居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。	障害支援区分が、区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方に対して、居宅での生活全般にわたる介護のほか、外出の際における移動中の介護を総合的にを行います。	①重度の障害があり常に介護が必要な人（15歳未満は対象外） ②障害支援区分が、区分4以上で、2肢以上にマヒがあり歩行、移乗、排尿、排便が全てできる以外の人
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に対して、外出時に同行し移動に必要な情報の提供や援助を行います。	①視覚障害により移動に著しい困難を有する人 ②障害支援区分が、区分2以上
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出中の介護等を行います。	①知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人 ②障害支援区分が、区分3以上
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高い方であり、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的にを行います。	①常に介護が必要な人で、意思疎通を図ることに著しい障害がある人 ②障害支援区分6+気管切開 or 重度知的障害 or 行動関連

【実績と見込値】

名称		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	見込	時間	48	48	48	48	48	48
		人	8	8	8	8	8	8
	実績	時間	39	37	32			
		人	7	7	6			

(時間：月平均のサービス提供時間、人：月平均の利用人数)

(2) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援

■サービスの概要

名称	サービス内容	対象者等
生活介護	生活介護 施設などで、入浴、排泄、食事等の介護や生産活動の機会の提供等を行います。	○常時介護を要し、次のいずれかに該当する人 ①障害支援区分が区分3以上、施設入所は区分4以上 ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上、施設入所は区分3以上
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。	①入所施設等を退所した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復が必要な人 ②盲・ろう・養護学校を卒業した人で、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。	①入所施設等を退所した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②養護学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
就労移行支援	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。	①企業への就労を希望する人 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人 一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、起業とのマッチング等を図ることにより雇用又は在宅就労が見込まれる人(65歳未満)

名称	サービス内容	対象者等
就労継続支援(A型)	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援を行います。	①就労移行支援事業を利用したが企業の雇用に結びつかなかった人 ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用状態にない人 就労の機会を通じ、就労に必要な知識及び力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が見込まれる人(利用開始時 65 歳未満)
就労継続支援(B型)	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援を行います。	①企業等や就労継続支援事業(雇成型)での就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人 ②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(雇成型)の雇用に結びつかなかった人 ③①②に該当しない人で、50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労支援事業や就労継続事業(雇成型)の利用が困難と判断された人 就労等の機会を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される人
就労定着支援	一般就労に移行した障害者への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	①就労移行支援等(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援)の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

【実績と見込値】

名称		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	見込	人日	722	722	741	722	722	722
		人	38	38	39	38	38	38
	実績	人日	687	706	706			
		人	35	35	35			
自立訓練 (機能訓練)	見込	人日	21	22	22	12	12	12
		人	1	1	1	1	1	1
	実績	人日	0	0	0			
		人	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	見込	人日	24	24	24	24	24	24
		人	2	2	2	2	2	2
	実績	人日	5	27	2			
		人	1	3	1			
就労移行支援	見込	人日	36	36	48	20	20	20
		人	3	3	4	2	2	2
	実績	人日	7	2	4			
		人	1	1	1			
就労継続支援 (A型)	見込	人日	252	252	270	234	234	252
		人	14	14	15	13	13	14
	実績	人日	238	232	191			
		人	12	12	9			
就労継続支援 (B型)	見込	人日	400	416	448	416	416	432
		人	25	26	28	26	26	27
	実績	人日	395	363	409			
		人	23	22	25			
就労定着支援	見込	人	1	1	1	1	1	1
	実績	人	0	0	0			

(人日：「月平均の利用人数」×「1人が1ヶ月に利用する平均日数」、人：月平均の利用人数)

(3) 療養介護（日中活動系サービス）

■ サービスの概要

名称	サービス内容	対象者等
療養介護	医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行います。医療及び常時の介護を要する人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で次のいずれかに該当する人	①筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6 ②筋ジストロフィー患者、重症心身障害者であって、障害区分が区分5以上

【実績と見込値】

名称	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
療養介護	見込	7	7	7	7	7	7
	実績	7	7	7			

（人：月平均の利用人数）

(4) 短期入所（日中活動系サービス）

■ サービスの概要

名称	サービス内容	対象者等
短期入所	家で介護する方が病気などの場合、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	障害支援区分が区分1以上

【実績と見込値】

名称		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
短期入所 （福祉型）	見込	人日	57	60	66	40	50	60
		人	5	5	6	4	5	6
	実績	人日	28	17	15			
		人	3	3	3			
短期入所 （医療型）	見込	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0

（人：月平均の利用人数 人日：「月平均の利用人数」×「1人が1ヶ月に利用する平均日数」）

(5) 居住系サービス

■ サービスの概要

名称	サービス内容	対象者等
自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している障害者で、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活上の援助が必要な人
施設入所支援	夜間や休日における入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者のうち生活能力により単身での生活が困難な人、また地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人

【実績と見込値】

名称	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
共同生活援助 (グループホーム)	見込	15	17	18	19	20	21
	実績	18	20	19			
施設入所支援	見込	27	27	27	27	26	26
	実績	27	27	28			

(人：月平均の利用人数)

(6) 相談支援（自立支援給付事業）

■サービスの概要

名称	サービス内容	対象者等
計画相談支援	サービス利用計画を作成し、事業者等との連携調整等を行います。	障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者
地域移行支援	住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行等の支援を行います。	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。	居宅において単身で生活しているまたは家庭の状況等により同居している家族からの支援を受けることができない障害者

【実績と見込値】

（人：月平均の利用人数）

名称	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	見込	33	35	37	33	34	35
	実績	31	31	33			
地域移行支援	見込	1	1	2	1	1	1
	実績	0	0	0			
地域定着支援	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

地域生活支援事業の実施状況と見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

【実施内容】

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障害に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。(教室・イベント等の開催、広報活動等)

【実績と見込値】

事業名	年度	R3	R4	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

○若者向けの障害者差別解消法に関する研修を実施しています。

(2) 自発的活動支援事業

【実施内容】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図るものです。(ピアサポート、災害対策、社会活動支援等)

【実績と見込値】

事業名	年度	R3	R4	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

○ 奥能登圏域で実施している。

(3) 相談支援事業（地域生活支援事業）

【実施内容】

種 類	サービス内容
障害者相談支援事業	障害者やその保護者又は介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。

【実績と見込値】

(人：年間の利用者数)

事業名	年度	R3	R4	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
委託相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
町相談支援強化事業	回数				週1回	週2回	週3回
基幹相談支援センター	設置	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	3	3	3	3	3	3
住宅入居等支援事業	人	0	0	0	0	0	0

○「委託相談支援事業」及び「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、奥能登圏域で実施を行っており、3事業所に委託しています。

○基幹相談支援センターの設置について圏域で検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

【実施内容】

障害者の権利擁護を図ることを目的とし、制度を利用することが有用であると認められる障害者に対し、利用を支援します。

【実績と見込値】

(人：年間の利用者数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度 利用支援事業	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	1			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【実施内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。

【実績と見込値】

(箇所：年間の支援実施事業所数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度 法人後見支援事業	見込	0	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

(6) 意思疎通支援事業

【実施内容】

事業名	事業内容
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等が、社会生活において円滑な意思疎通を行うことができるよう、相談窓口などに手話通訳者を設置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等の社会参加、外出時などに意思疎通の円滑化を図るために手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

【実績と見込値】

(人：設置人数、件：年間の利用件数)

事業名		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳設置事業（人）		見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（件）		見込	24	24	24	24	24	24
		実績	3	3	6			
内 訳	手話通訳者派遣事業	件	3	3	5			
	要約筆記者派遣事業	件	0	0	1			

- 手話通訳者設置事業、手話通訳・要約筆記者派遣事業は、奥能登圏域で実施しており、石川県聴覚障害者協会に委託しています。

(7) 日常生活用具給付等事業

【実施内容】

在宅の障害者等の方の日常生活を容易にするために、用具を給付します。

種 目	用 品 名
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト等
②自立生活支援用具	入浴用補助具、移動・移乗支援用具
③在宅療養等支援用具	吸入器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文字読み上げ装置・拡大読書器等
⑤排泄管理支援用具	紙おむつ、ストーマ 等

【実績と見込値】

(件：年間の給付件数)

種 目	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
①介護・訓練支援用具	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			
②自立生活支援用具	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	1	0			
③在宅療養等支援用具	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	1			
④情報・意思疎通支援用具	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	0			
⑤排泄管理支援用具	見込	160	160	160	170	170	180
	実績	176	180	156			

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【実施内容】

聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。講習会の受講料は、無料とします。

【実績と見込値】

(人：養成講座修了者数)

事業名	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成研修事業	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	1	0	0			

- 奉仕員養成事業として、奥能登圏域で、石川県聴覚障害者協会に委託し奥能登手話奉仕員養成講座を開催しています。

(9) 移動支援事業

【実施内容】

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行います。

利用者負担については、重度障害者は無料とし、その他については、月額負担上限額を設け利用者に新たな負担が生じないように配慮します。

【実績と見込値】(人：年間の実利用者数、時間：年間のサービス提供時間)

事業名		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援事業	見込	実人数	4	4	4	5	5	6
		時間	62	62	62	90	100	110
	実績	実人数	1	4	4			
		時間	57	85	76			

(10) 地域活動支援センター事業

【実施内容】

地域活動支援センター事業は、障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域生活支援を行います。

利用者負担は無料としています。

【実績と見込値】

(人：年間の実利用人数)

事業名		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域活動支援 センターI型	見込	箇所	2	2	2	3	3	3
		人	38	38	38	38	38	38
	実績	箇所	2	2	3			
		人	41	30	32			

- 地域活動支援センターI型事業所に、奥能登圏域で委託し実施しています。
- 居住地に応じて町外の地域活動支援センターに委託しています。

(11) 住宅改修費給付事業

【実施内容】

住宅改修費給付事業は、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付し地域における自立の支援を行います。

利用者負担は、世帯の所得状況により定めています。

【実績と見込値】

(件：年間の給付件数)

事業名		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
住宅改修費給付事業	見込		1	1	1	1	1	1
	実績		4	1	0			

(12) 点字図書給付事業

【実施内容】

点字図書給付事業は、視覚障害者に点字図書を給付します。

利用者負担は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額としています。

【実績と見込値】

(件：年間の給付件数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
点字図書給付事業	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

(13) 要約筆記奉仕員養成研修事業

【実施内容】

聴覚障害者等との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される要約筆記者の養成を行うことにより、聴覚障害者等の福祉の向上を図ります。

【実績と見込値】

(人：年間の講座参加人数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
要約筆記奉仕員養成 研修事業	見込	20	21	22	20	20	20
	実績	8	6	6			

- 奉仕員養成事業として、奥能登圏域で、石川県聴覚障害者協会に委託し、市町の住民向けに要約筆記啓発講座を開催しています。

(14) 更生訓練費給付事業

【実施内容】

更生訓練費給付事業は、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【実績と見込値】

(人：年間の利用人数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
更生訓練費給付事業	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

(15) 日中一時支援事業

【実施内容】

日中一時支援事業は、障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

【実績と見込値】

(日人：年間の延べ利用日数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
日中一時支援事業	見込	1	2	3	2	2	2
	実績	1	0	0			

(16) 身体障害者自動車運転免許証取得費助成事業

【実施内容】

障害者に対して自動車運転免許証の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進します。

助成金の額は、免許証取得に要した費用の3分の2を上限とする額とし、1人当たり10万円を限度とします。

【実績と見込値】

(件：年間の助成件数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害者自動車運転免許証取得費助成事業	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

(17) 身体障害者用自動車改造費助成事業

【実施内容】

重度身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労のために自動車改造に要する経費を助成することにより、重度身体障害者の社会復帰の促進を図ります。

助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費として、1件当たり10万円を限度とし、1車両1回限りとします。

【実績と見込値】

(件数：年間の助成件数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害者用自動車改造費助成事業	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

(18) 身体障害者介助用自動車改造費助成事業

【実施内容】

自動車改造に要する経費を助成することにより、常時車椅子使用の障害者の社会参加の促進を図ります。助成金の額は、車椅子に乗って乗降出来るようリフト付き、回転シート付き又は超低床にする改造に要する経費として、1件当たり25万円を限度とします。

【実績と見込値】

(件：年間の助成件数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
身体障害者介助用自動車改造費助成事業	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

(19) 生活支援事業

【実施内容】

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰の促進を図ります。

【実績と見込値】

(回：教室開催数)

事業名	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活支援事業	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

- 生活支援事業として、奥能登圏域で、石川県聴覚障害者協会と石川県視覚障害者協会に委託し、聴覚障害者生活訓練教室及び視覚障害者生活訓練教室の2教室を開催しています。

第5章 第3期穴水町障害児福祉計画

障害児福祉サービス給付に係る見込量と実施状況

(1) 児童福祉法に基づくサービス

■サービスの概要

名称	サービス内容	対象者等
児童発達支援	児童発達支援事業所や児童発達支援センター等の施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。	障害児
医療型 児童発達支援	肢体に障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある児童
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後等の居場所づくりを行います。	学校通学中の障害児 (18歳未満)
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。	障害児
居宅訪問型 児童発達支援	外出が困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。	重症心身障害児等
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用する障害児が利用する前に心身の状況や環境、保護者の意向などを踏まえて、障害児支援利用計画を作成し、サービス開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。	障害児

【実績と見込値】

名称		年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	見込	人日	15	15	15	15	15	15
		人	2	2	2	2	2	2
	実績	人日	11	3	2			
		人	1	1	1			
医療型児童発達支援	見込	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	人日	0	0	0			
		人	0	0	0			
放課後等 デイサービス	見込	人日	30	45	60	80	90	100
		人	2	3	4	8	9	10
	実績	人日	22	36	53			
		人	1	3	7			
保育所等訪問支援	見込	人日	2	2	2	2	2	2
		人	1	1	1	1	1	1
	実績	人日	1	0	0			
		人	1	0	0			
居宅訪問型 児童発達支援	見込	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
	実績	人日	0	0	0			
		人	0	0	0			
障害児相談支援	見込	人	3	4	5	5	6	7
	実績	人	2	1	4			

(人日：「月間の利用人数」×「一人が1か月に利用する平均日数」、人：月間の利用人数)

○令和5年1月に放課後等デイサービス事業所が町内に開設し、利用者を見込んでいます。

○「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」については圏域内で事業所が開設し、実績があり、利用者を見込んでいます。

(2) 障害児発達支援の提供体制の整備

国の基本指針では、児童発達支援センター・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を市町村又は圏域で1か所以上を令和8年度末目標としており、奥能登圏域で検討します。また、市町村で障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築を目標としており、検討します。

資料編

資料 1 第 5 期穴水町障害者計画・第 7 期穴水町障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく穴水町障害者計画、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく穴水町障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条に基づく穴水町障害児福祉計画（以下これらを「障害者計画等」という。）の策定及び変更を行うに当たり、幅広く関係者の意見を取り入れるため、穴水町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の求めに応じて、障害者計画等の策定及び変更において、その内容を検討し、その結果を町長に提言する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 地域住民の組織に属する者
- (4) 障害者又はその親族
- (5) 福祉関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを選任する。

2 委員長は、委員会を代表し委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、新たに組織された策定委員会の最初に開かれる会議については、町長がこれを招集する。

2 会議の議長は委員長とする。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障害福祉を担当する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

資料 2 第 5 期穴水町障害者計画・第 7 期穴水町障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定委員会の開催状況

回数	開催年月日	主な議題
1	令和 5 年 12 月 21 日	1. 委員長、副委員長の選出について 2. 現行計画の実施状況について 3. 第 5 期障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定の概要と策定スケジュールについて 4. ニーズ検討の実施について
2	令和 6 年 3 月 31 日	1. 第 5 期障害者計画・第 7 期障害者福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の策定について

資料 3 第 5 期穴水町障害者計画・第 7 期穴水町障害福祉計画・第 3 期穴水町障害児福祉計画策定委員

(順不同・敬称略)

区分	所属・役職	氏名
保健医療関係者	公立穴水総合病院副院長	中橋 毅 (委員長)
障害者またはその親族	穴水町身体障害者福祉協会長	川崎 敏明
	穴水町知的障害者相談員	遠藤 美德
福祉関係者	石川県精育園長	今寺 忠造
	医療法人松原会 ピアサポート北のと 地域	多木 和也
	特定非営利活動法人 いきいき理事長	星野 清一
学識経験者	穴水町議会教育民生常任委員会委員長	小坂 孝純
	七尾特別支援学校輪島分校教頭	土佐 智美
地域住民の組織に属する者	穴水町区長町内会長協議会長	新田 義雄
	社会福祉法人 穴水町社会福祉協議会長	大島 秀文 (副委員長)
行政機関(雇用)	輪島公共職業安定所統括職業指導官	西村 健
行政関係	穴水町子育て健康課長	谷口 天洋

区分	所属・役職	氏名
事務局	穴水町住民福祉課 課長	笹谷 映子
	課長補佐	小林 裕子
	係長	橋本 恵理

第5期穴水町障害者計画 第7期穴水町障害福祉計画
第3期穴水町障害児福祉計画
令和6年3月

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地
穴水町住民福祉課

T E L : 0768-52-3650